



70

平成24年は、鈴鹿市制施行70周年にあたります。これを記念し、市民の皆さんが独自に取り組み、鈴鹿市に元気を与える事業や新しいまちづくりにつながる事業を、次のとおり募集し、上限額50万円の補助を行います。

【募集期間】 2月6日(月)～3月15日(木)(必着)

ステップ1 応募資格の確認

応募資格は、市内に在住、在勤または在学している20歳以上の方または主として市内で活動を行っているグループ、サークル、子ども会などの代表者です。

ステップ2 事業の企画

4月1日(日)から12月31日(月)までに行う事業で、市の資源や特色を生かした個性的な事業を企画してください。

※次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- 定期的に継続して行われている事業（ただし、事業の質的向上などが図られる場合を除く）
- 政治または宗教活動を主な目的とした事業
- 法令等に違反し、または違反するおそれがあると認められる事業
- 鈴鹿市の品位を損ない、または損なうおそれがあると認められる事業
- 国や地方公共団体から補助を受けて実施される事業
- 営利を主たる目的とする事業

ステップ3 提案書の提出

3月15日(木)までに市ホームページ、企画課または地区市民センターにある所定の提案書に必要事項を記入して、企画課に直接提出してください。なお、実施に必要な支出の上限はありませんが、収入で市の補助金を見込む場合は、50万円以内としてください。

ステップ4 提案内容の審査

3月下旬に鈴鹿市制施行70周年記念市民事業審査会で、推薦事業を選定します。主に次のような基準で審査を行います。

- 鈴鹿市の新たな魅力の発見につながる事業であること
- 市民のまちづくりへの参画を推進する事業であること
- 自由な発想により企画および展開される事業であること
- 鈴鹿市の資源および特色を生かしていること
- 鈴鹿市に元気を与え、将来のまちづくりにつながる事業であること

ステップ5 審査結果の通知

- 審査会の結果、推薦事業に選定されたか、否かを通知します。



記念市民事業募集

鈴鹿市制70周年：新生「SUZUKA」発進！



©手塚プロダクション

Q① 提案の対象とならない経費は何ですか？

A …団体などの維持運営に要する経常的な費用、飲食費、講師や専門家以外の旅費や宿泊費などです。

Q② イベントを開催する場合、どのような経費を提案できますか？

A …PRチラシの作成のための紙の購入費用および印刷費用や、講師への謝金、イベント当日の安全対策のための保険加入費用なども対象となります。

Q③ パソコンなどの備品購入はできますか？

A …備品購入は、事業実施のために直接必要であることが認められるもので、総額25万円以内での提案としてください。

70

左ページの募集要項に沿って市に提案された事業の内容を審査し、市制施行70周年事業としてふさわしい事業を選定し、その結果を市長に報告していただきます。



応募要件 次の条件のすべてに該当する方

- ①市内に在住、在勤または在学している方で、平成24年1月1日現在、20歳以上の方
- ②3月25日(日)に開催する審査会に出席できる方

募集人数 6人

応募方法 3月5日(月)までに市ホームページ、企画課または地区市民センターにある所定の応募用紙に必要事項(氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・職業・応募の動機など)を記入して、作文と共に企画課に直接提出していただくか、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法で、ご応募ください。

【作文のテーマ】「鈴鹿市制施行70周年記念市民事業に期待すること」

※作文は、400文字以上800文字以内

選考基準と選考結果 応募用紙をもとに書類選考し、3月中旬に応募者全員に書面で通知します。

- その他**
- ・謝礼金を鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じてお支払いします。
 - ・審査会は公募市民審査員のほか、有識者などで構成します。

70

市民の皆さんや各種団体が行う事業で、鈴鹿市制施行70周年を盛り上げていただける事業を募集します。事業内容を審査し承認された事業は、事業名に「鈴鹿市制施行70周年記念」の冠を使用できます。また、「のぼり旗」(右写真)を貸し出します。

対象事業 市内に在住、在勤または在学している20歳以上の方、および主として市内で活動を行っているグループ、サークル、子ども会などが実施する事業で鈴鹿市の資源および特色を生かし、鈴鹿市に元気を与え、将来のまちづくりにつながるもの。

※次のいずれかに該当する場合は、対象となりません

- 政治または宗教活動を主な目的とした事業
- 法令等に違反するもの、またはそのおそれがある事業
- 鈴鹿市の品位を傷つけ、またはそのおそれがあると認められる事業
- 公衆に不快の念、または危害を与えるおそれがある事業
- 平成25年1月1日以降に実施される事業

応募方法 市ホームページ、企画課または地区市民センターにある所定の申請書に必要事項を記入して、事業実施前までに企画課まで提出してください。

選考 応募を受け付けたときは、その内容を審査し承認の可否を決定して、結果を通知します。

